

# 「いじめ」STOPアピール

～未然防止と早期発見・早期対応で「しない」「させない」「許さない」～

いじめは、人として決して許されない重大な人権侵害です。また、どの学校どの学級、どの子にも起こりえます。赤穂中学校区(赤穂地区・城西地区)の小中学校は、学校・家庭・地域の連携と協力のもと、いじめのない学校づくりをします。

## 学校では

「いじめは人間として絶対許されない」ことを教職員自ら自覚し、児童生徒一人一人に徹底させます。

そのために

### 1 予防的生徒指導を充実させます。

- ①「魅力ある授業・学級・学校づくり」をすすめます。
- ②その中で、児童生徒同士の心の結びつきを深め、命と人権を大切にする学校風土を築きます。
- ③障がいへの理解をすすめる指導や、互いの違いを認め合う学級経営をします。
- ④児童会・生徒会活動を通して、児童生徒にいじめ問題に対する主体性をもたせます。
- ⑤卑劣な「ネット上のいじめ」を許さないために、教育課程に位置づけた情報モラル教育をすすめます。

### 2 早期発見の手立てを講じます。

- ①児童生徒同士の人間関係づくりをすすめるとともに、日頃からの児童生徒との触れ合いを大切にした共感的な人間関係を醸成します。
- ②児童生徒の違和感を敏感に感じ取り、小さなサインも見逃さないきめ細かな情報交換を行います。
- ③アンケートや教育相談を通して、児童生徒の声が教員に届くよう、また、児童生徒が「相談したい」と思うような信頼関係を日常的に築きます。

### 3 早期対応をします。

- ①看過することのない毅然とした指導を通して、いじめから児童生徒を守ります。
- ②誠意をもってそれぞれの保護者に対応します。
- ③多面的な情報を把握するために、協働的な生徒指導体制を機能させます。
- ④関係機関との連携を図ります。

## 家庭では

家庭内の信頼と愛情をもとに、いじめを許さない心や態度を、子どもたちに身をもって教えてください。

- 1 子どもの発するいじめのサインを見抜く目をもってください。
- 2 子どもとの会話や共に汗を流すなど、触れ合いの機会を多くってください。
- 3 子どもが安心して話せる家庭を築いてください。
- 4 「何か変」と感じたら、じっくりと子どもに聞いてみてください。
- 5 携帯電話等の使用については、保護者が管理してください。

### 《こんなことはありませんか》

- ①理由のはっきりしない衣服の汚れや破れがある。
- ②理由のはっきりしないあざやケガ(暴力を受けた形跡)がある。
- ③持ち物(学用品等)がなくなったり壊れたりする。
- ④家族との会話が減ったり、学校の話題を意図的に避けたりする。
- ⑤登校時刻になると体調不良を訴える。
- ⑥ささいなことで怒ったり、家族に八つ当たりすることが多くなったりする。
- ⑦家庭から金品を持ち出したり、家族に必要以上に金品を要求したりする。
- ⑧これまで仲のよかった友だちとの交流が、急に減ったりする。
- ⑨友だちからの電話に出たがらなくなったり、遊びの誘いを断ったりする。

## 地域では

- 1 学校は、児童生徒の状況や学校の取り組みについて地域に伝えていきます。
- 2 地域の子どもの健全育成の観点から、“地域目”で子どもたちを見守っていただき、学校との連携をお願いします。

ちょっと変だな→じっくり聴いて

学校に相談してください

赤穂中学校(42-2149) 赤穂小学校(42-2171) 城西小学校(42-0698)